

## 第 1 2 号議案

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例（平成 2 7 年ふじみ野市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 7 の項中「ふじみ野市障害者手帳診断書料補助金交付要綱」を「ふじみ野市障害者手帳診断書料助成金支給要綱」に、「補助に」を「助成に」に改める。

別表第 2 の 1 5 の項中「ふじみ野市障害者手帳診断書料補助金交付要綱」を「ふじみ野市障害者手帳診断書料助成金支給要綱」に、「補助に」を「助成に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

個人番号を利用する事務を変更するため、ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。